

## 告 示

### 公益社団法人 熊本県歯科衛生士会 役員選挙のお知らせ

令和 8 年 4 月 1 日  
選 挙 管 理 委 員 会

定款第 18 条及び役員選挙規則に基づき、役員選挙を下記のとおり執り行います。

#### 記

- 1 選挙期日 令和 8 年 6 月 21 日(日)
- 2 役員選出数  
定款第 20 条に基づいて決定  
第 20 条 (1)理事 15 名以上 20 名以内  
(2)監事 3 名以内 うち 1 名は外部監事とする
- 3 選挙人  
令和 8 年 5 月 22 日(選挙期日の 30 日前)現在の正会員
- 4 立候補の資格及び要件
  - ① 令和 8 年 5 月 22 日現在において継続 3 年以上在籍した正会員
  - ② 正会員以外の有識者であり、理事会の決議により推薦された者
  - ③ 外部監事の立候補については、次の各号を満たした者とする
    1. 当該法人の理事・使用人ではない者
    2. 過去 10 年間当該法人の理事、使用人ではなかった者
    3. 当該法人の正会員でない者
- 5 立候補の届出及び届出締切  
立候補しようとする者（上記②の理事会の決議により推薦された者を除く。）は、令和 8 年 5 月 22 日までに、正会員 2 名以上の推薦を得て、別に定める所定の届出書かつ立候補趣意書を添えてその旨を本会に申し出る。
- 6 当選者の決定
  - ① 役員候補者の数が、上記 2 の下限以上で、上限以下の場合は、候補者を投票によらず当選者とする。
  - ② 候補者が定数を上回るときは、本会が定める投票用紙を用い総会における正会員本人による無記名投票、郵送による投票とする。
  - ④ 開票及び当選者の決定：令和 8 年 6 月 21 日(日)選挙管理委員会の指揮監督のもと、当選者を決定する。
- 7 当選者の告示  
選挙管理委員会は、当選者について会長及び候補者本人に書面により通知する。  
同時にホームページに掲載した後、会員に報告する。